

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	商業振興事務			事業コード	1270
所属コード	131000	課等名	商工観光部商工課	係名	商業係
課長名	後藤 敏弘	担当者名	阿部 南	内線番号	3715
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	多様で活発な商業・サービスの振興	コード	3
	基本事業	魅力ある商店街の形成支援	コード	1
予算費目名	一般会計 7 款 1 項 2 目 商業振興事務 (013-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 12 年度	
根拠法令等	中心市街地活性化法, 大規模小売店舗立地法			

(2) 事務事業の概要

大規模小売店舗の出店等について、地元商店街や商工団体と連携し、既存商店街との共存共栄を図るための要望活動等を行う。また、大規模小売店舗出店に伴う周辺地域の生活環境保持の観点から、地域住民等から意見を聴取・集約し、店舗設置者に要望を行うほか、各事業の横断的な連携・調整を図りながら、総合的な見地から商業振興策を実施する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 12 年に施行された大規模小売店舗立地法により、旧法の需要調整的な規定から周辺地域の生活環境保持規定に変更され、大規模小売店舗の出店が容易となり、既存商店街の振興策を講じる必要が生じてきたため。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

全国的に郊外型大規模小売店舗の出店等により中心市街地の空洞化が進み、まちづくり三法（中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法）の見直しに伴い、中心市街地活性化基本計画を策定し、平成 20 年 7 月に認定され、平成 24 年度をもって計画期間が満了した。また、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（県条例）が平成 20 年 10 月に施行されたが、郊外への大規模小売店舗の出店は続いており、中心市街地の既存商店街は厳しい状況が続いていることから、第 2 期盛岡市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成 25 年 11 月に認定された。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

盛岡市内への大規模小売店舗設置者及び既存商店街数

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 盛岡市内の大規模小売店舗数(既存含)	店	78	82	85	85	85
B 盛岡市内商店街等の団体数	団体	38	35	37	33	32
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ・大規模小売店舗立地法に基づく届出に対応した盛岡市の意見集約のための出店周辺住民意見聴取会の開催
- ・出店周辺住民意見の集約結果に基づく, 市関係各課との協議及び県への意見提出
- ・第2期中活計画の策定作業

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 大規模小売店舗設置者への要望活動	回	3	3	1	0	1
B 大規模小売店舗の新規出店数(実立地)	店	3	5	2	0	1
C 出店周辺住民からの意見聴取会の開催回数	回	2	3	2	0	1

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

出店周辺地域の生活環境の保持に努めるとともに, 既存商店街等との共存共栄を目指す商業活動を行う。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 市内小売業年間販売額(商業統計・経済センサス)	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	百万円	366,675	343,841	343,841	343,841	343,841
B 市内小売業商店数(商業統計・経済センサス)	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	店	2,874	1,996	1,996	1,996	1,996
C 市内小売店従業者数(商業統計・経済センサス)	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	24,738	16,263	16,263	16,263	16,263

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	17	45	96	12
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	17	45	96	12
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	500	500	500	500
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	2,000	2,000	2,000	2,000
計	トータルコスト A+B	千円	2,017	2,045	2,096	2,012
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：大規模小売店舗立地法では、出店規制や商業調整はできないが、要望活動等により周辺住民の生活環境保持や既存商店街等との共存を図っていく必要があり、施策と整合している。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：地元町内会、商店街、商工団体との調整に市が関わる必要があるほか、法に基づき県から市の意見を求められる。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：大規模小売店舗立地法では、立地周辺地域の生活環境への配慮を行うのは小売業者ではなく建物設置者であり、また、大規模小売店舗の出店による影響を受けるのは既存商店街であり、双方を対象とすることは妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由：大規模小売店舗立地法の目的は、住民の生活環境保持や関係機関との調整を図ることとされており、廃止した場合は調整を図るために参考とする市民の意見を聴く機会が失われる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

向上余地がない。

理由：成果の向上余地はないが、庁内関係課との連携を強化するため、中心市街地活性化対

策事務局などによる関係課の連携強化を図っている。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

理由：大規模小売店舗の立地により生活環境に影響を与える可能性がある周辺住民を対象としており、また、説明会の出席者への日当は必要最小限の経費としており、公平・公正である。

(4) 効率性評価

削減できない。

理由：大規模小売店舗の出店に伴う、地域住民代表への説明会の開催にあたっては、過去に経費を50%削減した経緯がありこれ以上の削減は難しい。

また、大規模小売店舗の新規出店が続いており、既存店舗の届出事項の変更手続き、撤退後の対応が必要な案件等、今後も事務量の減少は見込まれないが、新規立地の案件数が減少すれば事務量も削減できる可能性がある。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

今後も市内商業の情報収集及び関係機関、関係部署との情報共有化をすすめていく。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

定期的な打合せや会議を行うことが望ましいが、実際に関係者が集うのはスケジュール調整が難しいため、紙媒体や電子情報機器の活用による情報収集、情報共有化を図っていく。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

大規模店舗立地法により求められる市の意見形成等の際に、適切な対応が行われている。今後も、市民生活に配慮するため、市民からの意見を聴取するなど要領に基づく事務を行っていく。なお、中心市街地の活性化や既存商店街との共存に向けた取組を充実する必要があることから、国の中活政策の動向も注視しながら他の事業で検討していく。